

関係団体の代表者 様

県土整備部 契約検査課長

青木 敏彦

労務費ダンピング調査の実施について（通知）

平素より各団体の皆様におかれましては、本県県土整備行政に対し、多大なるご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和 7 年 12 月 12 日に完全施行された公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 12 条及び第 13 条の規定により、受注者の皆様には、公共工事の入札時に労務費等が明示された入札金額の内訳を提出していただき、発注者はその提出された書類の内容の確認等必要な措置を講じなければならないとされています。発注者が入札金額の記載内容を確認する際の、労務費等の適正性を確認する方法として、下記のとおり「労務費ダンピング調査」を実施します。

記

1 対象

令和 8 年 4 月 1 日以降に公告等を行い契約する建設工事及び維持管理業務委託を対象とする。

2 労務費ダンピング調査の実施

落札候補者が提出した入札金額内訳書に記載されている直接工事費が「一定水準」以上かどうかの確認を行う。「一定水準」については、当該工事の直接工事費の官積算額に 0.97 を乗じたものとする。

3 理由の確認

一定水準を下回る場合、発注者は落札候補者から徴した理由書により確認を行う。

合理的な回答がない場合は、発注者から落札候補者に対して対面、メール、電話等により確認を行う。

対面等でも合理的な回答がない場合は、発注者から契約検査課に連絡する。

4 建設Gメン通報

合理的な回答が得られなかった場合は、発注者から落札候補者に対して注意喚起・警告を書面で行った上で、契約検査課が建設Gメンに通報する。

なお、合理的な回答が確認できなかった場合でも、法的に契約締結の効力が無効となることはない。

5 その他

労務費ダンピング調査の流れは、（別紙）労務費ダンピング調査の実施方法のとおりとする。

契約制度係（栗原・中嶋）

電 話：027-226-3733

メー ル：keiyakuken@pref.gunma.lg.jp